

厚木市告示第 255 号

厚木市公共下水道事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定の変更について

地方公営企業法（昭和 27 年法律 292 号）第 27 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した厚木市公共下水道事業収納取扱金融機関に変更があるため、同令第 22 条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 17 日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 変更事項
収納取扱金融機関（取扱店舗）からみずほ銀行（厚木支店）を取り消す。
- 2 変更の年月日
令和 8 年 7 月 1 日